

市川市告示第 1 5 3 号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定についての一部を改正する告示

平成 2 4 年市川市告示第 1 2 5 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成 2 7 年 8 月 5 日から適用する。

平成 2 7 年 8 月 5 日

市川市長 大 久 保 博

柱書中「市川市役所環境清掃部環境保全課」を「市川市役所環境部環境保全課」に改める。

第 1 項の表備考 1 中「並びに」を「、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。